

令和8年度版

自動車税のグリーン化について

自動車環境対策の観点から、排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車についてはその排出ガス及び燃費性能に応じて、初回新規登録の翌年度1年間の自動車税の税率を軽減（軽課）し、初回新規登録から一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については税率を重く（重課）する制度が実施されています。

税率が軽減される自動車（軽課）

令和7年度に初回新規登録され、次の基準を満たす自動車については、令和8年度の1年間に限り税率が軽減（軽課）されます。
なお、初回新規登録された年度は、通常の税額を月割で課税します。

1 電気自動車等

対象自動車	税率
電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（一定の排出ガス要件を満たすものに限る）	おおむね 75% 軽減

2 営業用乗用車のみ

対象自動車			税率
燃料	排出ガス性能	燃費性能	
ガソリン車 LPG車	平成30年排出ガス基準50%低減 又は 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね 75%軽減
ディーゼル車	平成30年排出ガス規制適合 又は 平成21年排出ガス規制適合	令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	おおむね 75%軽減

税率が重くなる自動車（重課）

初回新規登録から13年を経過するガソリン車・LPG車及び11年を経過するディーゼル車は、税率が翌年度から重くなります。
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車、一般乗合用のバス及び被けん引自動車は除かれます。

対象自動車	税率	
	バス・トラック	その他
ガソリン車 LPG車	おおむね 10%重課	おおむね 15%重課
ディーゼル車		